

とくしゅう
特集にあたって4

とくしゅう
特集

よくわかる自立支援法 Q&A

むろつしげき
室津滋樹

グループホームとケアホーム

- Q 1** 10月からグループホームとケアホームに分かれると聞きました。グループホームとケアホームに入居できるのはどういう人ですか？6
- Q 2** 身体障害者はグループホーム・ケアホームに入居できないのですか？6
- Q 3** グループホームとケアホームに分かれると、障害の重い人と軽い人は一緒に住めなくなるのですか？7
- Q 4** 10月からグループホームの仕組みが大きく変わるそうですが、どうなるのですか？7
- Q 5** 1住居当たりの入居者数はどうなるのですか？8
- Q 6** 「一定の範囲に所在する住居全体を事業者」として指定するそうですが、一定の範囲とはどの程度の範囲ですか？9
- Q 7** 一定範囲の地域内で実施する事業の中に一人でも共同生活介護対象者がいる場合、全体が共同生活介護の指定となるのですか？10
- Q 8** Q7の場合、共同生活介護対象者がいる住居のみ共同生活介護事業所とし、他の住居を共同生活援助の事業所とすることはできますか？11
- Q 9** Q7の場合、共同生活介護対象者が退居したら事業所の指定の変更が必要となりますか？11
- Q 10** 法人格がない事業者が運営することは認められますか（基準該当事業所）？ その場合の条件は？11